

# 鳥取県公報

昭和二十七年五月二十日  
火曜日  
第二千三百十三号

本誌ノ大キサハ國定規格A五判

## 目次

- ◇規則 鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者並びに米飯提供業者登録手数料規則の一部改正
- ◇告示 土地改良事業計画の審査結果  
同 鳥取県統計審査委員会規程の廃止  
造林地指定  
換地処分認可
- ◇正誤 昭和二十七年三月県告示第六十五号中訂正

## 規則

鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者並びに米飯提供業者登録手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 鳥取県規則第三十三号

鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者並びに米飯提供業者登録手数料規則の一部を改正する規則

鳥取県主要食糧販売業者及び米穀とう、精業者並びに米飯提供業者登録手数料（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三條 第二号の田の次に次の内を加える。

丙 小麦粉製造販売業者及び精麦加工販売業者

一、五〇〇円

第三條に次の一号を加える。

四、販売業者及び米穀とう、精業者登録票書換手数料

00310

- (一) 卸売販売業者 一〇〇円
  - (二) 小売販売業者 五〇円
  - (三) パン製造販売業者 五〇円
  - (四) めん製造販売業者 五〇円
  - (五) 乾めん製造販売業者 五〇円
  - (六) 幼児食用ビスケット類製造販売業者 五〇円
  - (七) 米穀とうり精業者 五〇円
- 附 則
- この規則は、公布の日から施行し昭和二十七年三月二十五日から適用する。

### 告 示

○鳥取県告示第二百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、富桑土地改良区より新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申

請を適當と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦覽に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写

二、縦覽の期間  
昭和二十七年五月二十一日から同年六月九日まで

三、縦覽の場所  
鳥取市役所

四、異議の申立  
利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百五十七号

00311

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八條第一項の規定により、三朝村大瀬土地改良区より新たな土地改良事業を行うための認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適當と決定した。よつて同法第四十八條第五項において準用する第八條第四項及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第三十九條において準用する第十六條の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、縦覽に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写
- 二、縦覽の期間  
昭和二十七年五月二十一日から同年六月九日まで
- 三、縦覽の場所  
東伯郡三朝村役場
- 四、異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第二百五十八号

鳥取県統計審査委員会規程（昭和十九年五月鳥取県告示第二百二十六号）は、廢止する。

昭和二十七年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百五十九号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）第十條の規定により次のとおり造林地を指定した。

昭和二十七年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

| 番号 | 造                     | 林地 | の | 所 | 在 | 地目 | 地積    | 造林地指定年月日    | 備考       |
|----|-----------------------|----|---|---|---|----|-------|-------------|----------|
| 1  | 八頭郡下私都村大字山上字ミナシ谷四三九ノ一 | 山林 |   |   |   | 山林 | 三反歩   | 昭和二十七年五月二十日 | 山上部 落    |
| 2  | 〃〃〃家ノ奥四一五ノ一           | 原野 |   |   |   | 原野 | 〃     |             | 〃        |
| 1  | 日野郡二部村大字福岡字間賀奥二、四九七   | 山林 |   |   |   | 山林 | 五六〇町歩 |             | 興国人絹株式会社 |
| 2  | 〃〃〃上代山三、九九四           | 〃  |   |   |   | 〃  | 九〇町歩  |             | 〃        |
| 3  | 〃〃〃柱ヶ谷奥一、八三二          | 〃  |   |   |   | 〃  | 二二〇町歩 |             | 〃        |
| 1  | 日野郡福栄村大字豊栄字石塔奥一、二二八   | 山林 |   |   |   | 山林 | 四反歩   |             | 青木好範     |
| 2  | 〃〃〃福塚字オンヂ六九七          | 原野 |   |   |   | 原野 | 五反歩   |             | 伊達安太郎    |
| 3  | 〃〃〃血取原六七八ノ一           | 山林 |   |   |   | 山林 | 四反歩   |             | 〃        |
| 4  | 〃〃〃豊栄字須ヶ谷一、一八七ノ二      | 原野 |   |   |   | 原野 | 七反歩   |             | 大熊昇      |
| 5  | 〃〃〃盗ヶ塔一、一七三ノ一         | 山林 |   |   |   | 山林 | 一町四反歩 |             | 大熊源太郎    |
| 6  | 〃〃〃空ヶ原一、二六二           | 〃  |   |   |   | 〃  | 三反歩   |             | 渡辺一利     |
| 7  | 〃〃〃崎塔一、四七六            | 〃  |   |   |   | 〃  | 三反歩   |             | 田辺正夫     |
| 8  | 〃〃〃石塔奥一、二二五           | 〃  |   |   |   | 〃  | 一町七反歩 |             | 濟河直光     |
| 9  | 〃〃〃松ノ前一、六八九           | 〃  |   |   |   | 〃  | 三反歩   |             | 山本嘉田夫    |
| 10 | 〃〃〃神福字持ヶ谷上一八二ノ二       | 〃  |   |   |   | 〃  | 三反歩   |             | 山本竹敏     |
| 11 | 〃〃〃口馬場一、七九三ノ一         | 〃  |   |   |   | 〃  | 二反歩   |             | 〃        |
| 12 | 〃〃〃アカイシ一、三五九ノ一六       | 〃  |   |   |   | 〃  | 四反歩   |             | 長谷川彦次郎   |

|    |                   |    |  |  |  |    |       |  |        |
|----|-------------------|----|--|--|--|----|-------|--|--------|
| 13 | 〃〃〃倉ノ谷八三四ノ一       | 〃  |  |  |  | 〃  | 四反歩   |  | 中村喜一郎  |
| 14 | 〃〃〃三平松七一八ノ二       | 〃  |  |  |  | 〃  | 二反歩   |  | 伊田泰成   |
| 15 | 〃〃〃長塔頭七一四ノ二       | 〃  |  |  |  | 〃  | 三反歩   |  | 〃      |
| 16 | 〃〃〃家ノ上五三七         | 〃  |  |  |  | 〃  | 一町歩   |  | 上田虎市   |
| 17 | 〃〃〃塩滝山一六九ノ四八      | 〃  |  |  |  | 〃  | 二反歩   |  | 榎木格治   |
| 18 | 〃〃〃豊栄字中間谷山一、二〇七ノ四 | 〃  |  |  |  | 〃  | 二町歩   |  | 青木清一郎  |
| 19 | 〃〃〃一、二〇七ノ二        | 〃  |  |  |  | 〃  | 一町歩   |  | 〃      |
| 20 | 〃〃〃福塚字崎塔ノ下一、四八四   | 〃  |  |  |  | 〃  | 二反歩   |  | 長谷川武雄  |
| 21 | 〃〃〃細塔七〇六          | 〃  |  |  |  | 〃  | 五反歩   |  | 兒玉靜枝   |
| 22 | 〃〃〃豊栄字シヨウブガ塔一、三四六 | 〃  |  |  |  | 〃  | 二反歩   |  | 田中壽郎   |
| 23 | 〃〃〃神福字下モ飛時原山一四六ノ二 | 〃  |  |  |  | 〃  | 九反歩   |  | 田辺敏夫   |
| 24 | 〃〃〃塩滝山二、〇六九ノ七     | 〃  |  |  |  | 〃  | 三反歩   |  | 二榎木長次郎 |
| 25 | 〃〃〃太郎谷一、三五〇ノ一〇    | 原野 |  |  |  | 原野 | 四反三畝歩 |  | 伊藤たねの  |
| 26 | 〃〃〃本谷七一五ノ一三       | 〃  |  |  |  | 〃  | 二反歩   |  | 増田敏正   |
| 27 | 〃〃〃長塔頭七一四ノ九       | 〃  |  |  |  | 〃  | 九反歩   |  | 佐伯久敏   |
| 28 | 〃〃〃オンジ六九七ノ一九      | 〃  |  |  |  | 〃  | 八反歩   |  | 福田台太郎  |
| 29 | 〃〃〃神福字長塔頭七一四ノ一    | 〃  |  |  |  | 〃  | 一町二反歩 |  | 増田敏正   |
| 30 | 〃〃〃本谷七一五ノ一二       | 〃  |  |  |  | 〃  | 五反歩   |  | 増田直藏   |

|    |                       |    |       |   |       |
|----|-----------------------|----|-------|---|-------|
| 31 | 〃〃〃下飛時原山一四六ノ二         | 山林 | 一町歩   | 〃 | 中村喜一郎 |
| 32 | 〃〃〃豊榮字杉谷山一、二九八ノ五六七    | 原野 | 五反歩   | 〃 | 田中壽郎  |
| 33 | 〃〃〃神福字コジキ谷一、〇一八ノ九     | 山林 | 六反歩   | 〃 | 山中信義  |
| 34 | 〃〃〃豊榮字床寺山一、三六三ノ三      | 〃  | 二反歩   | 〃 | 恩田和市  |
| 35 | 〃〃〃二、三六三ノ一            | 〃  | 一町五反歩 | 〃 | 〃     |
| 36 | 〃〃〃杉谷山一二九八ノ一三、八、二四、一三 | 〃  | 五町歩   | 〃 | 渡辺義治  |
| 37 | 〃〃〃福塚字寺谷一、三八五ノ二       | 〃  | 二反歩   | 〃 | 渡辺儀一郎 |
| 38 | 〃〃〃曲り塔一、三五二           | 〃  | 二反歩   | 〃 | 〃     |
| 39 | 〃〃〃平塔一、三五七            | 〃  | 二町三反歩 | 〃 | 〃     |

りがあるので次のとおり訂正する。

頁 番号 誤 正

一三 一三 〇六六ノ一 山林 長谷の内下平る原野

正 誤

昭和二十七年三月三十一日鳥取県告示第百六十五号中誤

鳥取県告示第二百六十号  
境町復興土地区劃整理組合換地処分の件昭和二十七年五月十五日認可した。  
昭和二十七年五月二十日  
鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十七年五月二十日印刷  
昭和二十七年五月二十日発行

鳥取県公報

昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取縣  
鳥取縣鳥取市東町取縣  
鳥取縣鳥取市東町取縣  
鳥取縣鳥取市東町取縣